

特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護事業者自己点検シート

記入年月日	平成 年 月 日					
介護保険事業所番号						
事業所	名称					
	所在地					
管理者の氏名	(氏名)	事業所電話番号	-	-		
記入担当者職・氏名	(職)	(氏名)	連絡先電話番号	-	-	
法人等の名称						
法人等の代表者の職名・氏名	(職)	(氏名)				

1. 指定に関する事項

事業の開始年月日若しくは開始予定年月日及び指定若しくは許可を受けた年月日 (指定又は許可の更新を受けた場合にはその直近の年月日)	
事業の開始年月日	昭和・平成 年 月 日
指定の年月日	平成 年 月 日
指定の更新年月日(直近)	平成 年 月 日
生活保護法第54条の2に規定する介護機関の指定の有無	あり・なし
老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームの届出	あり・なし
老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームの許可等	あり・なし
介護保険法施行規則第15条第3号に規定する高齢者専用賃貸住宅の届出の有無	あり・なし

2. 人員に関する基準

職種別の従業者の数、勤務形態、労働時間						
特定施設・介護予防特定施設職員の数及びその勤務形態						
実人数	常勤		非常勤		合計	常勤換算人数
	専従	非専従	専従	非専従		
施設長	人	人	人	人	人	人
生活相談員	人	人	人	人	人	人
看護職員	人	人	人	人	人	人
介護職員	人	人	人	人	人	人
機能訓練指導員	人	人	人	人	人	人
計画作成担当者	人	人	人	人	人	人
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数			介護職員	時間	看護職員	時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。(平11厚令37第2条第7項)

利用定員	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者数（実人数）	人	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の利用者のうち、要支援1の者を0.3人とした利用者数	人
------	---	---------------------------------------	---	---	---

(注) 事業所にある既存の「前年度利用実績表（月単位）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種 ②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間 ③常勤・非常勤の別

※ 介護サービス及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値である（当該年度は毎年4月1日から翌年の3月31日）。ただし、新規に指定を受けた場合は、推定数による。利用者数等の平均は、前年度の全利用者等の延数を当該年度の日数で除して得た数とする。算定に当たっては、小数点第二位以下を切り上げる。（平11厚令37第175条第7項・平11老企25第二1(5)）

(参考)

(1) <前年度を通して実績がある場合の計算方法>

前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする。

(2) <前年度を通しては実績がないが、開設から1年以上実績がある場合の計算方法>

直近1年間における全利用者等の延数を1年間の日数で除して得た数とする。

(3) <開設から6月以上1年未満の場合の計算方法>

直近6月における全利用者等の延数を6月の日数で除して得た数とする。

(4) <開設から6月未満の場合の計算方法>

便宜上、利用定員数の90%を利用者数とする。

* (2)、(3)、(4)の場合において上記計算方法により難しい合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 人員	<p>（生活相談員）</p> <p>① 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。</p> <p>（例）</p> <p>利用者100人まで 常勤換算方法で 1人 利用者100人超～200人 常勤換算方法で 2人</p> <p>② 1人以上は常勤ですか。（資格要件なし）</p>	<p>平11厚令37第175条第1項1号・第2項第1号・第4号・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第1号・第2項第1号・第4号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>（看護職員又は介護職員）</p> <p>① 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。</p> <p>（常勤換算方法で 3：1）</p> <p>※ 利用者数は、要介護者の利用者及び要支援2として認定を受けている利用者の数に、要支援1として認定を受けている利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者数</p>	<p>平11厚令37第175条第1項第2号イ・第2項第2号イ・</p> <p>平11老企25第三の十1(1)②・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号イ・第2項第2号イ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>② 看護職員の数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で1以上となっているか。 ・利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上となっていますか。 <p>（例）</p> <p>利用者30人まで 常勤換算方法で1人 利用者30人超～80人 常勤換算方法で2人 利用者80人超～130人 常勤換算方法で3人</p> <p>・看護職員は、看護師又は准看護師の資格を有する者か。</p>	<p>平11厚令37第175条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ・</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号ロ・第2項第2号ロ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>③ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていますか。</p> <p>（資格要件なし）</p>	<p>平11厚令37第175条第1項・第2項第2号ハ・</p> <p>平11老企25第三の十1(1)③</p> <p>平18厚令35第231条第1項第2号ハ</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
従業者の 人員	看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者となっていますか。	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項・第 2 項第 2 号ハ・第 8 項・ 平 11 老企 25 第三の 十 1(1)④・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 5 項・ 第 8 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(機能訓練指導員) ① 1 以上ですか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者(※)を配置していますか。 ※ 「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師若しくは准看護師）、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項第 3 号・第 2 項第 3 号・第 6 項・ 平 11 老企 25 第三の 十 1(3)・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 1 項第 3 号・ 第 2 項第 3 号・第 6 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(計画作成担当者) ① 1 以上（利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする）となっていますか。常勤換算方法で 100:1 が標準) ② 計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められる者となっていますか。 (ただし、利用者及び介護予防サービス、居宅サービスの利用者の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事可)	平 11 厚令 37 第 175 条第 1 項第 4 号・ 第 2 項第 4 号・ 第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 231 条第 1 項第 4 号・ 第 2 項第 4 号・ 第 7 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(管理者) 指定特定施設又は指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 (資格要件なし) (ただし、指定特定施設及び指定介護予防特定施設の管理に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設の職務に従事可)	平 11 厚令 37 第 176 条・ 平 18 厚令 35 第 232 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	<p>① 指定特定施設の建築物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物は除く。）は、耐火建物又は準耐火建物となっていますか。</p> <p>② ①にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 1 項・第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 1 項・第 2 項・ 建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 及び 第 9 号の 3・ 平 11 老企 25 第 三 の 八 2(2)・ 消防法(昭和 23 年法律第 186 条)</p>	□	□	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）																																				
設備に関する基準	<p>③ 消防用設備等について下記の基準を満たしていますか。</p> <p>(平成 21 年 3 月 31 日まで)</p> <table border="1" data-bbox="236 331 914 869"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td colspan="2">150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>1,000㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td colspan="2">500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td colspan="2">300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」: 介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの(H11. 3. 17 消防庁通知第 53 号)</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日以降)</p> <table border="1" data-bbox="236 1104 914 1641"> <thead> <tr> <th>消防用設備</th> <th>主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)</th> <th>左記以外のもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消火器具</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>150㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>275㎡以上の施設に設置</td> <td>6,000㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>300㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関へ通報する火災報知設備</td> <td>全ての施設に設置</td> <td>500㎡以上の施設に設置</td> </tr> <tr> <td>消防機関の検査を受けるもの</td> <td>全ての施設</td> <td>300㎡以上の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)「主として要介護状態にある者を入居させるもの」: 介護居室の定員の割合が、一般居室を含めた施設全体の定員の半数以上のもの(H19. 12. 21 消防庁通知第 390 号)</p>	消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	150㎡以上の施設に設置		スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置		消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置		消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設		消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの	消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置	スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置	自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置	消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置	消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設	<p>平 11 厚令 37 第 177 条第 6 項・第 7 項・平 18 厚令 35 第 233 条第 6 項・第 7 項・消防法(昭和 23 年法律第 186 条)・消防法施行令(昭和 36 年政令第 37 号)・消防法施行規則(昭和 36 年自治省令第 6 号)・「消防法施行令の一部を改正する政令」(平成 19 年政令第 179 号)・「消防法施行規則の一部を改正する省令」(平成 19 年総務省令第 66 号)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	150㎡以上の施設に設置																																								
スプリンクラー	1,000㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	300㎡以上の施設に設置																																								
消防機関へ通報する火災報知設備	500㎡以上の施設に設置																																								
消防機関の検査を受けるもの	300㎡以上の施設																																								
消防用設備	主として要介護状態にある者を入居させるもの(※)	左記以外のもの																																							
消火器具	全ての施設に設置	150㎡以上の施設に設置																																							
スプリンクラー	275㎡以上の施設に設置	6,000㎡以上の施設に設置																																							
自動火災報知設備	全ての施設に設置	300㎡以上の施設に設置																																							
消防機関へ通報する火災報知設備	全ての施設に設置	500㎡以上の施設に設置																																							
消防機関の検査を受けるもの	全ての施設	300㎡以上の施設																																							

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
設備に関する基準	④ 一時介護室（一時的に利用者に移してサービスを行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有していますか。 ※ ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができる。	平 11 厚令 37 第 177 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 3 項・ 平 11 厚令 37 附則第 10 条・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(介護居室) 介護居室は、次の基準を満たしていますか。 1) 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、二人とすることができるものとする。 2) プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。（面積基準はなく、利用者の選択に委ねることとするため、利用申込者に対して文書による説明が必要。） 3) 地階に設けてはならないこと。 一以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面して設けること。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 1 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 1 号 平 11 老企 25 第 3 の 10 の 2(3)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(浴室) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるとなっていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 3 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 3 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(便所) 便所は、居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていますか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 4 項第 4 号・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 4 項第 4 号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(構造) 利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 5 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	① 構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところにより、適正ですか。	平 11 厚令 37 第 177 条第 7 項・ 平 18 厚令 35 第 233 条第 7 項・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)				
	① 正当な理由なく、入居者に対するサービスの提供を拒んでいませんか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 11 条の準用・平 18 厚令 35 第 245 条による第 11 条の準用・平 11 老企 25 第三の一の 3(4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていませんか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の 13(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等、事業者自らが必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか。	平 11 厚令 37 第 179 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 235 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(内容及び手続の説明及び契約の締結等)				
	① あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスを記載した重要事項説明書を交付し、説明していますか。	法第 74 条第 2 項・平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の 13(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか。(指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく、一つの契約書によることができる。)	平 11 厚令 37 第 178 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の 13(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件は定めてはいませんか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
④ より適切なサービス提供を行うため、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記していますか。	平 11 厚令 37 第 178 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 234 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	<p>（受給資格等の確認）</p> <p>① 利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び要介護・要支援認定の有効期間を確認している。</p> <p>被保険者証に認定審査会意見が記載されている時は、審査会意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条による第 11 条の準用・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条による</p> <p>第 11 条の準用・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 一の 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>（要介護・要支援認定の申請に係る援助）</p> <p>① 利用申込者が要介護・要支援認定等を受けていない場合に、要介護・要支援認定申請のために速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p>② 要介護・要支援認定等の申請が、遅くとも有効期間が終了する 30 日前には要介護認定の更新申請が行われるように必要な援助を行っていますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 192 条による第 12 条の準用・</p> <p>平 18 厚令 35 第 245 条による第 12 条の準用・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 一 3(5)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>（法定代理受領サービスを受けるため利用者の同意）</p> <p>① 有料老人ホーム及び適合高齢者専用賃貸住宅である指定特定施設においてサービスを提供する事業者は、当該サービスを法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認していますか。</p> <p>② 市町村又は国民健康保険団体連合会に利用者の同意を得た旨及びその氏名等が記載された書類を提出していますか。</p> <p>* 提出回数</p> <p>1) 同意書類は、一度提出すれば、要介護・要支援認定が更新された場合等であっても、その後の提出は不要。</p> <p>入居者が、他の有料老人ホーム又は適合高齢者専用住宅に異動した場合は、異動先にて新たに提出することとなる。</p>	<p>老人福祉法第 29 条</p> <p>第 1 項・施行規則第 15 条第 3 号・法第 41 条第 6 項・施行規則第 64 条第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 180 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 236 条・</p> <p>平 11 老企 25 第三の 一 3(6)・</p> <p>十 3(3)・</p> <p>平成 18 年 4 月 28 日 事務連絡</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<p>（サービス提供の記録）</p> <p>① サービス提供の開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービス提供の終了に際しては、当該終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。</p> <p>② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 181 条・</p> <p>平 18 厚令 35 第 237 条</p> <p>平 11 老企 25 第三の 十の 3(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(利用料の受領) ① 法定代理受領サービスとして提供されるサービスの利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額または居宅支援サービス費用基準額の1割（法令により給付率が9割でない場合はそれに応じた割合）の支払を受けていますか。	平11厚令37第182条第1項・ 平18厚令35第238条第1項・ 平11老企25第三の-3(10)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。	平11厚令37第182条第2項・平18厚令35第238条第2項・平11老企25第三の-3(10)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 上記①及び②の利用料のほかには、次の費用の額以外の支払を受けていませんか。 1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 2) おむつ代 3) 特定施設入居者生活介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	平11厚令37第182条第3項・ 平18厚令35第238条第3項・ 平11老企25第三の+3(5)②・ 平12老企52・ 平12老企54	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	平11厚令37第182条第4項・ 平18厚令35第238条第4項・	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(領収証) ① サービスの提供に要した費用について支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。 ② 上記①の領収書に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用については個別の費用ごとに区分して記載していますか。	法第41条第8項・ 施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（保険給付の請求のための証明書の交付） 法定代理受領サービスに該当しない指定特定施設入居者生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定特定施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 21 条の準用・平 18 厚令 35 第 245 条による第 21 条の準用・平 11 老企 25 第三の一 3(11)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（指定特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① サービス提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 2 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 3 項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービス提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 4 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(6)・平 13 老発 155	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 上記③の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者への心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	平 11 厚令 37 第 183 条第 5 項・平 18 厚令 35 第 239 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十の 3(6)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（指定介護予防特定施設入居者生活介護の取扱方針） ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 1 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 自らその提供するサービスの質の評価を行い、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っていますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 2 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスを提供していますか。	平 18 厚令 35 第 246 条第 3 項・平 11 老企 25 第四の三 10(1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	(特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成)	平 11 厚令 37 第 184 条第 1 項・			
	① 管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	平 11 老企 25 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	② 計画作成担当者は、計画作成に当たっては、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 2 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 1 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 3 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 2 号・ 平 11 老企 25 第三十三 3(7)・ 第四の三 10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 計画作成担当者は、サービス計画作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。（サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない） ⑤ また、サービス計画を利用者に交付していますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 4 項・ 第 5 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 3 号・ 第 4 号・ 平 11 老企 25 第三の十 3(7)・ 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
⑤ 計画作成担当者は、サービス計画作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 184 条第 6 項・ 平 18 厚令 35 第 247 条第 7 号・第 8 号・ 平 11 老企 25 第四の三 10(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	点検事項	根拠法令	適	不適	「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
運営に関する基準	（介護） ① 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。 また、介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を尊重するとともに、利用者のために忠実にその職務を遂行していますか。	法第 74 条第 4 項・ 平 11 厚令 37 第 185 条第 1 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 1 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)①・ 第四の三 10(3)①	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	③ 自ら入浴が困難な利用者について、1 週間に 2 回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきを行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 2 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 2 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)②・第四の三 10(3)②	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	④ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 3 項・平 18 厚令 35 第 248 条第 3 項・平 11 老企 25 第三の十 3(8)③・ 第四の三 10(3)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	⑤ 上記①から③までのほか、利用者に対し、（注として入れる）食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか。	平 11 厚令 37 第 185 条第 4 項・ 平 18 厚令 35 第 248 条第 4 項・ 平 11 老企 25 第三の十 3(8)④・ 第四の三 10(3)④	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（機能訓練） ① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか。	平 11 厚令 37 第 192 条による第 132 条の準用・ 平 18 厚令 35 第 252 条による第 147 条の準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	（健康管理） 看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。	平 11 厚令 37 第 186 条・ 平 18 厚令 35 号第 249 条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	